

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年2月27日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嵯峨 明
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区中丸子35番地4
【電話番号】	大代表(044)422-1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 宮武 憲二
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)
【電話番号】	代表(03)5745-1212
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 宮武 憲二
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 (東京都品川区大崎五丁目6番2号(都五反田ビル西館)) 不二サッシ株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号(創建御堂筋ビル)) 不二サッシ株式会社 関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号(北浦和第二大栄ビル)) 不二サッシ株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号(名古屋ビルディング東館)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【提出理由】

平成18年2月27日開催の当会社取締役会において、優先株式の発行を決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において次のとおり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式の発行を決議いたしました。なお、当該決議は、平成18年3月14日開催予定の当社臨時株主総会において優先株式発行に関わる定款変更が承認されることを条件としております。

1 第1種優先株式

(1) 有価証券の種類及び銘柄

不二サッシ株式会社第1種優先株式
(以下「第1種優先株式」という。)

(2) 発行数

1,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 2,000円

資本組入額 1株につき 1,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 2,000,000,000円

資本組入額の総額 1,000,000,000円

(5) 発行方法

第三者割当の方法により、日興シティグループ証券株式会社に第1種優先株式の全株式を割り当てる。

(6) 引受人の名称

該当事項なし

(7) 募集を行う地域

日本における少人数私募

(8) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金の額

発行総額 2,000,000,000円

発行諸費用の概算額 10,000,000円

差引手取概算額 1,990,000,000円

手取金の使途

全額を借入金の返済に充当する予定である。

(9) 新規発行年月日

平成18年3月30日(木曜日)

(10) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(11) 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(12) 優先株式の内容

優先配当金

a. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき下記b.に定める額の利益配当金を支払う。

b. 優先配当金の額

第1種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第1種優先配当金」という。）の額は、第1種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第1種優先配当金の額は200円とする。「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第1種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行う。

c. 非累積条項

ある営業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

d. 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

議決権

第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

買受け又は消却

当会社は、いつでも第1種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。

強制償還

当会社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式の発行日以降いつでもその選択により第1種優先株主及び第1種優先登録質権者に対して償還日から1ヶ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第1種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第1種優先株式1株につき2,000円とする。

株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

普通株式への転換予約権

a. 転換を請求し得べき期間

第1種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成18年4月1日から平成20年3月27日までとする。

b. 転換の条件

第1種優先株式は、上記a.の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日（当日を含む。）から同月10日（当日を含む。）までの取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）とする。

(b) 転換価額の修正

第1種優先株式の発行後、平成18年5月を初回とする毎月第1金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記

(c) で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第1種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

イ．当社は、第1種優先株式の発行後、下記ロ．に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ．転換価額調整式により第1種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記ハ．(ロ) に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転（以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記(g)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記ハ．(ロ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ハ．(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記ロ．(ロ) ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記ロ．(ロ) の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(ニ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するも

のとする。

二．上記ロ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(イ)株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ)その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(d)上記(b)又は(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第1種優先株主に通知する。ただし、上記(c)ロ．(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(e)第1種優先株式の転換請求の方法

第1種優先株式の転換請求受付事務は、下記c．の転換請求受付場所(以下「転換請求受付場所」という。)においてこれを取扱う。

イ．第1種優先株式を転換請求しようとする第1種優先株主は、当社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第1種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第1種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第1種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

ロ．転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(f)第1種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

(g)株券の交付方法

当社は、転換請求の効力発生後すみやかに第1種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を第1種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(h)第1種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(i)転換により発行すべき普通株式数

第1種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

c．転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

普通株式への一斉転換

平成18年4月1日から平成20年3月27日までに転換請求のなかった第1種優先株式は、平成20年3月28日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値がイ．下限転換価額を下回るとき、又は、ロ．上限転換価額を上回るときは、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を、イ．の場合は当該下限転換価額で、ロ．の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本に基づき第1種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当社は、すみやかに第1種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

第1種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うも

のとする。

停止条件

第1種優先株式の発行は、第1種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(13) 割当予定先の概要

割当先の氏名又は名称		日興シティグループ証券株式会社	
割当株数		第1種優先株式 1,000,000株	
払込金額		2,000,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 安倍 秀雄	
	資本の額	96,307,750,000円(注)	
	事業の内容	証券業	
	大株主	株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%(注)	
当会社との関係	出資関係	当会社が保有している割当先の株式数	該当事項なし(注)
		割当先が保有している当会社の株式数	18,400株(注)
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		割当先は当会社との間で、第1種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

2 第2種優先株式

(1) 有価証券の種類及び銘柄

不二サッシ株式会社第2種優先株式

(以下「第2種優先株式」という。)

(2) 発行数

3,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 2,000円

資本組入額 1株につき 1,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 6,000,000,000円

資本組入額の総額 3,000,000,000円

(5) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社りそな銀行に第2種優先株式の全株式を割り当てる。

(6) 引受人の名称

該当事項なし

(7) 募集を行う地域

日本における少人数私募

(8) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金の額

発行総額 6,000,000,000円

発行諸費用の概算額 15,000,000円

差引手取概算額 5,985,000,000円

手取金の使途

全額を借入金の返済に充当する予定である。

(9) 新規発行年月日

平成18年3月30日(木曜日)

(10) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(11) 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(12) 優先株式の内容

優先配当金

a. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録質権者(以下「第2種優先登録質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき下記b.に定める額の利益配当金を支払う。

b. 優先配当金の額

第2種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第2種優先配当金」という。)の額は、第2種優先株式の発行価額(2,000円)に、日本円TIBOR(1年物)に0.25%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第2種優先配当金の額は200円とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR(1年物)が公表されない場合は、同日(当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第2種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行う。

c. 非累積条項

ある営業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

d. 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

議決権

第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

償還請求権

第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

当社は、前記の請求(以下「償還請求」という。)がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の75%を限度として、第2種優先株式の償還をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

買受け又は消却

当社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

強制償還

当社は、法令に定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録質権者に対して償還日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は第2種優先株式1株につき

2,000円とする。

株式の併合又は分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

普通株式への転換予約権

a. 転換を請求し得べき期間

第2種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成29年3月29日までとする。

b. 転換の条件

第2種優先株式は、上記a.の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日(当日を含む。)から同月10日(当日を含む。)までの取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)とする。

(b) 転換価額の修正

平成19年11月1日以降の毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第2種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

イ. 当社は、第2種優先株式の発行後、下記ロ.に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ. 転換価額調整式により第2種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記ハ.(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記(g)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ) 下記ハ・(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ハ.(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記ロ.(ロ)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記ロ.(ロ)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

- (ニ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

二. 上記ロ.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ロ) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (d) 上記(b)又は(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第2種優先株主に通知する。ただし、上記(c)ロ.(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(e) 第2種優先株式の転換請求の方法

第2種優先株式の転換請求受付事務は、下記c.の転換請求受付場所(以下「転換請求受付場所」という。)においてこれを取扱う。

- イ. 第2種優先株式を転換請求しようとする第2種優先株主は、当会社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第2種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第2種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第2種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

- ロ. 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(f) 第2種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

(g) 株券の交付方法

当会社は、転換請求の効力発生後すみやかに第2種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を第2種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(h) 第2種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

(i) 転換により発行すべき普通株式数

第2種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が転換請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

c . 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番 1 号
中央三井信託銀行株式会社 本店

普通株式への一斉転換

平成19年10月 1 日から平成29年 3 月29日までに転換請求のなかった第 2 種優先株式は、平成29年 3 月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各第 2 種優先株主の有する第 2 種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満の小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、当該平均値がイ . 下限転換価額を下回るとき、又は、ロ . 上限転換価額を上回るときは、各第 2 種優先株主の有する第 2 種優先株式の発行価額相当額を、イ . の場合は当該下限転換価額で、ロ . の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本 に基づき第 2 種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第 2 種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

第 2 種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、転換の請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月30日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10月 1 日から翌年 3 月31日までの間になされたときは10月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。

停止条件

第 2 種優先株式の発行は、第 2 種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(13) 割当予定先の概要

割当先の氏名又は名称		株式会社りそな銀行	
割当株数		第 2 種優先株式 3,000,000株	
払込金額		6,000,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 野村 正朗	
	資本の額	279,928,508,831円（注）	
	事業の内容	銀行業	
	大株主	株式会社りそなホールディングス（100%）（注）	
当会社との関係	出資関係	当会社が保有している割当先の株式数	該当事項なし（注）
		割当先が保有している当会社の株式数	1,857,452株（注）
	取引関係等	資金借入	
	人的関係等	割当予定先より出向者 1 名 割当予定先出身代表取締役 1 名	
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		2007年 9 月30日までは割当先は当会社との間で、第 2 種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。	

（注） 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年 2 月20日現在のものである。

3 第 3 種優先株式

(1) 有価証券の種類及び銘柄

不二サッシ株式会社第 3 種優先株式
（以下「第 3 種優先株式」という。）

(2) 発行数

3,000,000株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 1株につき 2,000円

資本組入額 1株につき 1,000円

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 6,000,000,000円

資本組入額の総額 3,000,000,000円

(5) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社りそな銀行に第3種優先株式の全株式を割り当てる。

(6) 引受人の名称

該当事項なし

(7) 募集を行う地域

日本における少人数私募

(8) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金の額	
発行総額	6,000,000,000円
発行諸費用の概算額	15,000,000円
差引手取概算額	5,985,000,000円

手取金の使途

全額を借入金の返済に充当する予定である。

(9) 新規発行年月日

平成18年3月30日(木曜日)

(10) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(11) 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項なし

(12) 優先株式の内容

優先配当金

a. 優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主(以下「第3種優先株主」という。)又は第3種優先株式の登録質権者(以下「第3種優先登録質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第3種優先株式1株につき下記b.に定める額の利益配当金を支払う。

b. 優先配当金の額

第3種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第3種優先配当金」という。)の額は、第3種優先株式の発行価額(2,000円)に、日本円TIBOR(1年物)に1.0%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第3種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR(1年物)が公表されない場合は、同日(当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第3種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行う。

c. 非累積条項

ある営業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

d. 非参加条項

第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、第3種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。

議決権

第3種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

償還請求権

第3種優先株主は、当社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

当社は、前記の請求（以下「償還請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の75%を限度として、第3種優先株式の償還をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

買受け又は消却

当社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

強制償還

当社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先株主及び第3種優先登録質権者に対して、償還日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

償還価額は1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。前記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。

株式の併合又は分割、新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第3種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

普通株式への転換予約権

a．転換を請求し得べき期間

第3種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成21年4月1日から平成29年3月29日までとする。

b．転換の条件

第3種優先株式は、上記a．の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当社普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年3月6日（当日を含む。）から同月10日（当日を含む。）までの取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）とする。

(b) 転換価額の修正

平成22年4月1日以降の毎年4月1日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第3種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

イ．当社は、第3種優先株式の発行後、下記ロ．に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

ロ．転換価額調整式により第3種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 下記ハ．(ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転（以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記(g)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 下記ハ．(ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ハ．(イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記ロ．(ロ)ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記ロ．(ロ)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(ニ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

二．上記ロ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(d) 上記(b)又は(c)により転換価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第3種優先株主に通知する。ただし、上記(c)ロ・(ロ)ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(e) 第3種優先株式の転換請求の方法

第3種優先株式の転換請求受付事務は、下記c.の転換請求受付場所(以下「転換請求受付場所」という。)においてこれを取扱う。

イ. 第3種優先株式を転換請求しようとする第3種優先株主は、当会社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第3種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第3種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第3種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

ロ. 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(f) 第3種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

(g) 株券の交付方法

当会社は、転換請求の効力発生後すみやかに第3種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を第3種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(h) 第3種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

(i) 転換により発行すべき普通株式数

第3種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3種優先株主が転換請求のために提出した第3種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

c. 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号

中央三井信託銀行株式会社 本店

普通株式への一斉転換

平成21年4月1日から平成29年3月29日までに転換請求のなかった第3種優先株式は、平成29年3月30日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、当該平均値がイ.下限転換価額を下回るとき、又は、ロ.上限転換価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、イ.の場合は当該下限転換価額で、ロ.の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本に基づき第3種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第3種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い

第3種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。

停止条件

第3種優先株式の発行は、第3種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。

(13) 割当予定先の概要

割当先の氏名又は名称

株式会社りそな銀行

割当株数		第3種優先株式 3,000,000株	
払込金額		6,000,000,000円	
割当先の内容	本店所在地	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 野村 正朗	
	資本の額	279,928,508,831円(注)	
	事業の内容	銀行業	
	大株主	株式会社りそなホールディングス(100%)(注)	
当会社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式数	該当事項なし(注)
		割当先が保有している当会社の株式数	1,857,452株(注)
	取引関係等	資金借入	
	人的関係等	割当予定先より出向者1名 割当予定先出身代表取締役1名	
当該株式の保有に関する事項についての取決めの内容		2007年9月30日までは割当先は当会社との間で、第3種優先株式を当会社以外の第三者に譲渡することができない旨を約している。	

(注) 資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものである。

4 発行済株式総数及び資本の額(提出日現在)

発行済株式総数 40,169,459株

資本の額 8,678,541千円

以上